

「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」報告書(平成18年6月)のフォローアップ

(平成30年6月7日現在)

報告書の内容		取組状況
項目	指摘内容	
I. 総論		
(1) 自動車事故対策事業の効率的で効果的な実施	自動車事故対策計画を策定した平成14年時と比較して、自動車事故対策事業の必要性は変わっていないと考えられるが、引き続き、一層効率的で効果的な事業の実施を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、予算要求・執行の過程を通じて効率的・効果的な事業の実施を確保。 ○ 平成23年度～24年度において、事業の効率化を図る観点から、今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会において、財源論・必要性・効率性の論点を踏まえ、個別の運用益事業の今後のあり方について見直しを実施し、平成25年度の事業に反映し、検討結果について自動車損害賠償責任保険審議会において報告。
(2) (独)自動車事故対策機構の業務の重点化	(独)自動車事故対策機構は、ニーズの高い業務の充実、ニーズの低い業務の縮減により、一層の重点化を図るべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ○ NASVAの第三期中期目標・計画に引き続き、第四期中期目標・計画(平成29～33年度)等に基づき、指導講習や適性診断の民間参入に伴う、安全指導業務から被害者援護業務(委託病床の拡充、訪問支援の充実・強化等)や自動車アセスメント業務へ業務を重点化・深度化。

(3)一般会計からの繰戻し	自動車事故対策事業の安定的な実施の観点から望ましくなく、引き続き財務省に対して早期の繰戻しを求める必要がある。	○ 平成30年度予算において、23.2億円の繰戻しを実施された。平成29年12月18日付けの大臣間覚書においては、「毎年度の具体的な繰戻額については、被害者等のニーズに応じて被害者保護増進事業等が安定的、継続的に将来にわたって実施されるよう十分に留意しつつ、一般会計の財政事情、自動車安全特別会計の収支状況等に照らし、財務省及び国土交通省が協議の上、決定することとする。」とされており、引き続き毎年度の予算要求において、繰戻しを求めていく。
---------------	---	--

Ⅱ. 各論

1. 重度後遺障害者が専門的な治療・看護を受けられる機会の確保

(1)療護センターの活用	①療護センターの長期滞留傾向の解消	○ 平成9年9月から5年となっていた入院期間を平成19年4月以降の入院から3年以内に設定し、効果的・集中的な治療・看護により、早期脱却を図っており、現在、長期滞留傾向は概ね解消。
	②療護センターの認知度の向上	○ NASVAにおいて、報道関係者及び被害者団体(総会、学習会等の機会を通じて)に療護施設を周知。また、損害保険会社、(一社)日本損害保険協会及び損害保険料率算出機構に対する周知を引き続き実施。 ○ 各療護施設の事務職員及びメディカルソーシャルワーカーが、病院等の関係機関に対して、訪問又は電話により療護施設を周知。
	③療護センターの治療・看護技術の普及	○ 療護施設において、脳神経外科・意識障害学会や医療専門誌等への発表を積極的に実施。平成19～29年度において、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会において、計382件の研究成果の発表を実施。 なお、平成21年度から中部療護センターにおいて岐阜大学大学院と連携を進めており(平成29年度までに7名が入学)、上記のうち24件の研究成果の発表を実施。 ○ 協力病院からの研修ニーズを踏まえた研修プログラムを作成し、平成21～29年度において、各療護センターで協力病院及び協力施設の看護師向け研修を開催し、これまでに、計59回、158病院及び11施設、272人が受講。

<p>(2)療護センター機能の委託</p>	<p>意欲ある一般病院に対し、療護センター機能を委託し、治療・看護機会を拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年12月から北海道・九州地区において、療護センター機能の一部を委託するいわゆる委託病床を開始。平成25年1月から近畿地区、平成28年5月から関東西部地区において、委託病床を拡充。平成29年度までに計193人の患者を受け入れ、39人が遷延性意識障害から脱却。 ○ 急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う「一貫症例研究型委託病床」を平成29年度から新たに設置し、平成30年1月から患者の受け入れを開始。 ○ 療護施設の空白地域となっている地方部を中心に小規模の委託病床を展開し、適切かつ質の高い治療・看護を提供(平成30年度は5床設置予定)。 ○ 療護施設全体の今後のあり方について、現状及び今後の課題等について整理した上で、より公平な治療機会を確保する観点から、関係者の意見・ニーズや新たな技術の向上を踏まえつつ、地理的要因のほか、病床数・看護基準等の委託基準の見直しも含め、あり方を引き続き検討。
<p>(3)短期入院協力病院の拡充等</p>	<p>①短期入院協力病院の指定数を増やし、各都道府県に協力病院を確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短期入院協力病院は全国に177病院を指定。また、平成25年度より、短期入所(ショートステイ)を積極的に受け入れる協力施設を46都府県に92施設を指定。今後、平成32年度までに各都道府県に協力施設を確保。 ○ 協力病院の短期入院の利用促進等を図るため、平成22、23年度において有識者や被害者団体等との意見交換会を開催し、利用促進に繋がる方策等を検討。また、引き続き、被害者等のニーズにあった被害者救済対策の検討等を行うため、平成24年度より被害者救済対策に係る意見交換会を開催し、協力病院・施設における短期入院・入所の更なる利用促進方策や介護家族の負担軽減を図る方策等を検討。

	<p>②協力病院と療護センター等との連携・交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度から各地域において、協力病院、療護センター及びNASVAの担当者による意見交換会を開催。平成25年度から、国土交通省や協力施設、被害者団体も参加した意見交換会を開催。 ○ 平成21年度に作成した療護センターの治療・看護等の内容等を紹介した広報用DVDを、新規指定の協力病院等に配布。 ○ 協力病院からの研修ニーズを踏まえた研修プログラムを作成し、平成21～29年度において、各療護センターで協力病院及び協力施設の看護師向け研修を開催し、これまでに、計59回、158病院及び11施設、272人が受講。(再掲) ○ NASVA機関誌、介護料受給世帯への訪問支援、交流会等により、協力病院・施設の利用を案内。
<p>(4)介護料の支給対象品目等の見直し</p>	<p>①介護料の支給対象品目をニーズの高いものへ見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護料受給世帯からのニーズが高かった①紙おむつ②尿とりパッド③痰吸引用カテーテルの3品目について、平成19年度から介護料支給対象品目に追加。 ○ 導尿カテーテル等の費用について、平成27年度に支給対象に追加。
	<p>②介護料や短期入院費用助成に関する支給要件見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特I種(脳損傷者)の介護料受給者に対して2年毎に提出を求めている診断書について、平成21年度からその提出期間を3年毎に延長。 ○ 短期入院費用助成の上限範囲を、平成23年度から年間45日以内かつ年間45万円以内に拡大するとともに、1回の助成限度額を入院日数に応じた1日当たり1万円の上限額に患者移送費を加えた額に拡大。
<p>2. 心のケアや情報提供を受けることが出来る環境の整備</p>		
<p>(1)関係機関等との連携体制の構築</p>	<p>国土交通省を中心に、関係機関(市区町村・都道府県警察・救急病院等)、関係団体(医師会・弁護士会等)との連携体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省自動車交通局保障課(当時)に平成20年7月に「被害者保護企画官」を、平成22年10月に「被害者対策係」を設置し、被害者団体の総会等への出席や意見交換会の開催等、連携を強化。 ○ NASVA本部・(主管)支所において、地域の拠点病院・市町村等へ訪問し、意見交換を実施。

(2)自動車事故対策機構による相談対応や情報提供の充実	①相談窓口機能の充実・提供情報の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各関係機関・団体が行っている各種支援策の情報を集約し、交通事故被害者やその家族に総合的な情報提供を行う窓口として、平成19年10月、「NASVA交通事故被害者ホットライン」を開設。平成29年度は、1,728件の問い合わせに対して情報提供を実施。関越道における高速ツアーバス事故の際には、被害者への制度周知や休日も開設して対応を行った。加えて軽井沢スキーバス事故の際にも被害者への制度周知を行った。 ○ NASVA支所の担当者が介護料受給世帯を訪問して個別相談に応じる「訪問支援」を実施(平成29年度訪問実績:3,216人(前年度末受給資格者数の69.4%))。 ○ 被害者家族の声を受け、自動車事故被害者に必要な自賠責保険制度、各種支援制度及び支援相談機関等の情報を網羅的に紹介するパンフレット「交通事故にあったときには」を平成25、26及び28年度に作成し、また、平成28年度に増刷し、医療機関、相談機関、保険会社等へ配布するとともに、同様の内容が閲覧できるよう国土交通省ホームページを改修。
	②被害者家族が必要とする各種情報の資料化・配付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省及びNASVAにおいて、被害者団体の総会、学習会等に参加するとともに、NASVA支所において被害者団体との交流会を開催し、被害者援護制度を周知。 ○ NASVAにおいて、警察庁主催の相談窓口、交通遺児等支援担当者意見交換会等に参加し、被害者援護制度を周知するとともに、関係機関との連携を強化。
	③関係機関への積極的なPR・広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ NASVAにおいて、報道関係者や被害者団体に対して情報提供を行うとともに、救命救急センター等の病院、損保団体、JA共済、市区町村、関係機関等に対して被害者援護制度の周知・協力依頼を継続的に実施。特に、平成29年度は、損害保険会社、全国共済農業協同組合連合会、(独)福祉医療協会及び(一社)日本福祉用具供給協会に対する周知及び協力依頼を重点的に実施。
(3)被害者団体の活動の支援	①国土交通省、自動車事故対策機構による被害者団体等の活動の後援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省、NASVAにおいて、被害者団体の講演会、全国大会等を後援するとともに、同会合に参加し、意見交換を実施。

	②被害者の活動の広報	<ul style="list-style-type: none">○ 国土交通省ホームページにおいて、自動車事故関係被害者団体の情報を掲載し、広く一般に紹介。○ NASVAの訪問支援や在宅介護相談時に、被害者団体等を紹介。
--	------------	---

3. 損害賠償の保障の充実

(1)高次脳機能障害認定システムの充実

現行の高次脳機能障害システムについて、専門家の意見を踏まえ問題の有無等を検討

○ 損害保険料率算出機構では専門家による検討委員会による報告書を受けて、平成23年4月より、意識障害や画像所見のないMTBI患者が審査対象となることの明確化等、高次脳機能障害認定システムの見直しを実施。

- ① 審査対象基準において、意識障害及び画像所見を必ず要するとの誤解がないよう、明確に記述した。
 - ② 医師等に送付する調査様式について、救急隊から確認するなどして得た来院前の意識障害の状況を記載する欄を設けるなどした。
 - ③ 被害者が小児である場合には、その成長に伴って、社会的適応障害の有無が明らかになることがあることから、社会的適応障害についての判断が可能となる時期まで、後遺障害等級の認定を待つことを可能とした。
- 見直しの結果、認定システムの審査件数が以下の通り増加。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
審査件数	4,214 件	4,814 件	5,261 件	5,288 件	5,342 件	5,462 件	5,328 件	5,107 件

○ 国土交通省自動車局保障制度参事官室に、平成23年10月に「専門官(新障害担当)」を設置し、自賠責保険分野における脳機能の障害など、新たな障害分野に関する知見を蓄積し、情報の収集・分析等を行うとともに、認定審査、支払適正化を図っている。

○ MTBI や脳脊髄液減少症等の脳機能に関する新たな障害について、それぞれ厚生労働省との連絡会を開催し連携強化を図るとともに、障害に関する厚生労働省の研究成果等について保険会社に対し周知を図るとともに、自動車関連団体に対しても啓発を図った。

(2)政府保障事業における運用の変更	可能な限り自賠責保険に近い損害てん補が行われるよう運用を変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府保障事業の損害てん補基準を一般国民に開示するため、これを告示したほか、平成19年4月より、被害者救済の充実を図る観点から、通常の過失相殺に比べて、減額される範囲が大幅に緩和される重過失減額制度を導入するとともに、好意同乗減額制度及び親族間事故の慰謝料減額制度を廃止した。 ○ 保険法制定に合わせ、自賠法を改正し、政府保障事業への請求時効を2年から3年に延長(平成22年4月1日施行)。 <p>【参考】自賠責保険の本人請求(15条)、被害者請求(16条)についても同様に、請求時効を2年から3年に延長(平成22年4月1日施行)。</p>
--------------------	--------------------------------	--

4. その他の被害者救済対策

(1)診療報酬基準案の全国的な浸透	診療報酬基準案の全国的な浸透	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年11月に山梨県で導入されたことにより、全 47 都道府県で診療報酬基準案が導入された。 ○ ただし、各都道府県での実施状況は差が大きく、今後、診療報酬基準案のさらなる定着に努めていく。 															
(2)自賠責保険の保険金限度額の検証	自賠責保険の保険金限度額について、現時点の総損害額を実態調査し、現行水準を検証	<p>○ 損害保険協会等の協力により、平成 27 年度の死亡及び重度後遺障害に該当する事案の一括払い平均支払い額の実態調査を平成 28 年度に行い、過去の検証結果との比較を行ったところ、損害額に大きな変動は見られなかった。</p> <table border="1" data-bbox="1025 954 2123 1171"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>H17</th> <th>H19</th> <th>H23</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡</td> <td>37,138 千円</td> <td>37,724 千円</td> <td>37,029 千円</td> <td>37,236 千円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害別表第一 第1等級</td> <td>54,882 千円</td> <td>58,125 千円</td> <td>59,213 千円</td> <td>59,476 千円</td> </tr> </tbody> </table>	(年度)	H17	H19	H23	H27	死亡	37,138 千円	37,724 千円	37,029 千円	37,236 千円	後遺障害別表第一 第1等級	54,882 千円	58,125 千円	59,213 千円	59,476 千円
(年度)	H17	H19	H23	H27													
死亡	37,138 千円	37,724 千円	37,029 千円	37,236 千円													
後遺障害別表第一 第1等級	54,882 千円	58,125 千円	59,213 千円	59,476 千円													

(3)自賠償保険金の支払適正化措置等の充実	①より確実に過小払い等に関する事後チェックが働くよう国土交通省における審査システムの改善等審査体制の強化	○ 保険金支払に関する重要事案審査について、より効率的、迅速に業務を実施するため、平成24年度に審査システムを再構築し、業務の見直しを実施。
	②紛争処理機構の審査体制の充実	○ 事務処理の効率化を推進し、紛争処理日数の短縮化等を図った。 ○ 紛争処理委員は、平成20年7月以降100名を超える体制(平成29年度:101名)としており、紛争処理委員会の開催回数は、平成19年度以降200回を超える開催回数(平成29年度:256回)を実施している。
(4)重度後遺障害者の生活支援に関する議論等	生活支援に係る障害福祉施策の現状、「親なき後」の実態等の把握に努めるとともに、実現可能な生活支援の方策が考えられないか、財源に十分に配慮しつつ関係者と真摯な議論を継続	○ 平成20年度に実施した「親なき後」の実態調査を踏まえ、平成21年度に介護者が「親なき後」に備え、成年後見、入所施設、相談先等に関する情報を入手し得る環境を整備するため、試行的にウェブサイトを構築・運用。平成26年5月にNASVAホームページにサイトを開設し、平成32年度までに全国地域を網羅し、今後、継続的に運用。 ○ 介護者なき後(親なき後)を見すえた日常生活支援の充実のため、在宅重度後遺障害者が地域のグループホーム等障害者支援事業所での支援を受け生活することができるよう、平成30年度より、受入事業所による設備導入や介護人材確保に係る経費への補助事業を開始。 ○ さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後(親なき後)への対応について、引き続き検討。

<p>(5)保険会社等による対応</p>	<p>保険会社等に関して、自賠責保険の支払いにつき、「一層の適正化」を図るための検討を行い、適切な対応を行う。</p> <p>保険会社等においては、附帯決議に係る各事項に基づいて検討を行い、適切な対応を行うことが適当である。</p> <p>(附帯決議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公平性の確保、被害者等に対する情報の開示及び説明等の充実を含め、一層の支払いの適正化を図る。 ・運用益事業について事業の必要性及び実施方法を見直すとともに、その情報を公開する。 ・自賠責保険料の適正かつ効率的な運用を図り、従来以上に被害者に対し配慮する。 ・徹底した各種経費の削減及び合理化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後遺障害事案等(高次脳機能障害、非器質性精神障害等)の丁寧な案内を実施。 ○ 支払適正化に向けた業務の見直しの検討・実施(一括払制度にかかる説明の充実に向けて平成 29 年度にパンフレットの改定を検討・実施) ○ 被害者救済対策や事故発生防止対策等を目的として実施している運用益事業については、第三者委員で構成される自賠責運用益使途選定委員会で審議のうえ、自賠責保険審議会(金融庁)へも報告し、情報を公開している。 ○ 保険会社において社費(人件費・物件費)削減努力を行っており、自賠責審議会において、毎年、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、保険会社の社費を含む自賠責保険料率全体の適切性を確認している。
----------------------	---	---

5. 事故発生防止対策

今後の事故発生防止対策

ドライバーに起因して発生する事故をより確実に減少させることができるよう不断の見直しを行い、重点化に努める。

- 平成21年に策定した「事業用自動車総合安全プラン2009」に代わる新たなプランとして、「事業用自動車総合安全プラン2020」を平成29年6月に策定し、平成32年までの事業用自動車の事故による死者数を235人以下、事故件数を23,100件以下とする新たな事故削減目標の設定を行った。これらの達成に向けた各種重点施策を、国土交通省・事業者など関係者一丸となって実施するとともに、随時フォローアップを行う予定となっている。
- 平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、同年6月にとりまとめた85項目に及ぶ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を着実に実施している。
- 睡眠呼吸障害、脳疾患、心疾患等の主要疾病の早期発見に寄与する各種スクリーニング検査をより効果的なものとして普及させるため、平成27年9月に、「事業用自動車健康起因事故対策協議会」を立ち上げ、スクリーニング検査の普及に向けた課題を整理するための事業者へのアンケート調査や、ガイドラインの策定等を行っている。
- 「事業用自動車事故調査委員会」において、社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析を行っており、平成30年4月末現在、25件の報告書を公表し、17件の調査を実施している。

6. 引き続き検討すべき課題

<p>(1)救急治療の支援</p>	<p>AEDによる応急救護、ドクターヘリといった新たな救急手段の動向を踏まえつつ、厚生労働省における施策との連携・協力を検討</p>	<p>○ ドクターヘリについては、厚生労働省等により運航経費の補助が行われている。また、損害保険協会及びJA共済連においては、これに合わせて運用益を活用して講習会等に要する費用の補助を行っている。</p>
<p>(2)無保険車対策</p>	<p>関係省庁との調整による効果的な無保険車対策を検討</p>	<p>○ 無保険車対策として次の対策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自賠責制度の広報・啓発 ②警察と協力した街頭取締り ③保険加入状況管理業務 ④駅前広場等における監視活動 <p>○ 原付等の無保険車の取締り強化に資するとともに、ユーザーも自ら保険期間を認識しやすくするよう保険標章(ステッカー)の色を保険契約が満期となる年ごとに変更(平成23年4月1日施行)。</p> <p>○ 保険加入状況管理システム(軽二輪・原付)について、保険会社から入手する契約データを統一化。</p> <p>○ 無保険車対策の拡充を図るため、地方運輸局等に対する通達を改正(平成27年4月施行)。</p>

平成30年度自動車安全特別会計の運用益の用途について

平成30年6月

自動車安全特別会計運用益活用事業

国土交通省

1. 被害者保護増進対策

(単位：千円)

事業の内容(平成30年度) 【 】内は補助等対象事業者	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	平成29年度 予算額 (a)	平成30年度 予算額 (b)	増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金【独立行政法人自動車事故対策機構】	6,899,870 の内数	6,899,870 の内数	6,843,239 の内数	7,179,739 の内数	-	
○療護施設の設置・運営 ・自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護施設を設置・運営する。						
○訪問支援 ・介護料受給者宅を訪問し、直接、介護料受給者やそのご家族の方からの介護に関する相談や各種情報の提供等を実施する。	6,899,870 の内数	6,899,870 の内数	6,843,239 の内数	7,179,739 の内数	-	-
○交通遺児等貸付 ・交通遺児等に対する生活資金の貸付け等を行う。						
○自動車アセスメント ・自動車アセスメント等の事故発生防止及び被害者保護に関する調査・研究を行う。						
(2) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金【独立行政法人自動車事故対策機構】	475,796	465,402	75,966	137,800	61,834	81.4
・自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護センターの施設を整備する(千葉療護センター サイクロロン薬剤合成装置更新、各療護センター 高額医療関係機器更新を予定)。						
(3) 独立行政法人自動車事故対策機構が行う介護料等の支給等【自動車事故対策費補助金】 【独立行政法人自動車事故対策機構】	3,359,154	3,122,381	3,324,041	3,294,813	△ 29,228	
○介護料支給 ・自動車事故による重度後遺障害者に対して介護料を支給する。	3,240,247	3,052,444	3,205,134	3,175,906	△ 29,228	
○短期入院・入所費助成 ・自動車事故による重度後遺障害者に対して短期入院・入所費を助成する。	112,275	69,937	112,275	112,275	0	
○回収不能債権補填金 ・交通遺児等に対する貸付金債権のうち、回収不能債権を補填する。	6,632	0	6,632	6,632	0	△ 0.9

(4)自動車事故医療体制整備事業【自動車事故対策費補助金】	316,000	245,855	302,050	475,200	173,150	
○救急医療機器整備事業 ・自動車事故被害者の救済を図るため、救急病院に対する救急医療設備の整備に要する経費の一部を補助する。【医療機関】	110,000	101,911	110,000	110,000	0	
○短期入院・入所協力事業 ・自動車事故被害者の救済を図るため、在宅の重度後遺障害者の短期入院を受け入れる病院や短期入所を受け入れる障害者施設に対する受入体制の整備及び強化に要する経費の一部を補助する。【医療機関、障害者施設】	206,000	143,944	192,050	216,300	24,250	57.3
○在宅生活支援環境整備事業 ・自動車事故被害者の救済を図るため、在宅の重度後遺障害者の介護者が亡くなって介護をする人がなくなった場合(いわゆる「介護者なき後」)等に地域のグループホーム等障害者支援事業所での支援を受け生活することができるよう、受入事業所に対する設備導入や介護人材確保に要する経費の一部を補助する。【障害者施設】	0	0	0	148,900	148,900	
(5)自動車事故相談及び示談あつ旋事業【自動車事故対策費補助金】						
・自動車事故に係る損害賠償問題について、弁護士が相談に応じ、必要な指導及び示談のあつ旋を行う事業等に要する経費の一部を補助する(事故相談事業、示談あつ旋事業、電話相談事業、相談員等研修事業、高次脳機能障害相談事業)。【(公財)日弁連交通事故相談センター】	570,000	570,000	570,000	570,000	0	0.0
(6)交通遺児育成給付金支給事業【自動車事故対策費補助金】						
・交通遺児に対して、その育成のための資金を長期にわたり安定的に給付する事業に要する経費の一部を補助する。【(公財)交通遺児等育成基金】	20,184	13,306	20,168	21,734	1,566	7.8
(7)自動車事故救急法普及事業【自動車事故対策費補助金】						
・自動車事故現場において、負傷者に対して迅速かつ適切な応急処置を行うために必要な救急法の知識と技術の普及を図るため、自動車運転者等に対して行う救急法講習事業に要する経費の一部を補助する。【自動車事故救急法普及事業を行う者】	1,200	0	0	0	0	-
(8)「紛争処理機関」が行う紛争処理業務【自動車事故対策費補助金】						
・自賠償の保険金等の支払に関する紛争が発生した場合に、公正中立で専門的な知見を有する第三者機関たる自賠法の指定紛争処理機関が行う紛争処理業務に要する経費の一部を補助する。【自賠法の指定紛争処理機関】	150,000	0	0	0	0	-
(9)自動車事故被害者の保護の増進に向けた公共交通の利便性向上の促進に関する調査事業【自動車事故対策委託費】						
・自動車事故被害者の公共交通による移動利便性の向上を図るため、被害者の移動実態や被害者が利用しやすい福祉輸送サービス等に関する調査を外部委託する。【当該事業を受託する者】	0	0	0	50,000	50,000	-

2. 自動車事故発生防止対策

(単位：千円)

事業の内容(平成30年度) 【 】内は補助等対象事業者	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	平成29年度 予算額 (a)	平成30年度 予算額 (b)	増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金【独立行政法人自動車事故対策機構】	6,899,870 の内数	6,899,870 の内数	6,843,239 の内数	7,179,739 の内数	-	
○指導講習、適性診断 ・運行管理者等の指導講習及び運転者の適性診断を実施する。	6,899,870 の内数	6,899,870 の内数	6,843,239 の内数	7,179,739 の内数	-	-
○自動車アセスメント ・自動車アセスメント等の事故発生防止及び被害者保護に関する調査・研究を行う。<再掲>						
(2) 自動車運送事業の安全総合対策事業【自動車事故対策費補助金】						
○事故防止対策支援推進事業 ・自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図るため、ASV、デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの普及、社内安全教育及び過労運転防止のための先進的な取り組みの促進といった自動車運送事業の安全に資する施策に必要な経費の一部を補助する。【自動車運送事業者等】	1,202,391	1,125,049	1,140,420	946,916	△ 193,504	△ 17.0
(3) 安全運転推進事業【自動車事故対策費補助金】						
○安全運転推進事業 ・自動車事故を防止するため、自動車運転者等に対して安全運転に関する知識・運転技術等の向上を図る講習等の実施等(開催・受講)に要する経費の一部を補助する。【安全運転推進事業を行う者】	22,000	9,804	20,000	0	△ 20,000	△ 100.0
(4) 事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化事業【自動車事故対策委託費】						
事業用自動車の社会的影響の大きい重大事故の背景にある組織的・構造的問題の解明などを図るなど、高度かつ、複合的な事故要因の調査・分析の一層の充実とこれに基づく有効な再発防止策の提言の強化を図るため、事業用自動車事故調査委員会に係る業務(重大事故の調査や提言など)を外部委託する。【当該事業を受託する者】	59,609	58,990	59,013	66,557	7,544	12.8

平成30年度民間保険会社の運用益の使途について

平成30年6月

平成30年度自賠責保険運用益拠出事業

一般社団法人 日本損害保険協会
(単位：千円)

1. 自動車事故防止対策

事業の内容(平成30年度)	【 】内は事業主体	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	平成29年度 予算額 (a)	平成30年度 予算額(案) (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 飲酒運転防止のための啓発事業支援【(NPO)ASK(アルコール薬物問題全国市民協会)】 ・飲酒運転による事故は厳罰化などによって減少傾向にはあるが、未だ重大な事故が発生している。 ・平成26年6月にアルコール健康障害対策基本法が施行されたことも踏まえ、広く一般市民向けに公開スクーリングや啓発活動を行い、飲酒運転防止を呼びかけていく。		5,000	5,000	5,200	5,500	300	5.8
(2) 高齢運転者の運転時認知障害の早期発見事業 【(一社)全日本指定自動車教習所協会連合会】<3年計画の1年目> ・道路交通法の改正(平成29年3月12日施行)および高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議でとりまとめられた『高齢運転者交通事故防止対策に関する提言』を受け、75歳以上の高齢運転者(後期対象者)に対する認知能力の低下の早期発見等が求められている。 ・上記状況を踏まえ、指定自動車教習所において高齢者講習の受講者に対し、任意で所定の検査を受けさせ、認知能力の低下を早期発見して適切な措置を講じることを促す。					9,600	9,600	-
(3) 交通事故防止用機器の寄贈【警察庁(都道府県警察)】 ・都道府県警察への交通事故防止用機器の寄贈を通じ、交通事故の防止・抑制を図る。 ・寄贈機器は、常時録画式交差点カメラ、歩行者模擬体験教育装置および運転者擬似体験型集合教育装置とする。 ・歩行者模擬体験教育装置は、高齢者などへの交通安全教育に有効である。また、「運転者擬似体験型集合教育装置」は、受講者個々の危険予測能力を視覚的に表示し他者と比較を行うことにより、危険予測能力と交通安全意識の向上が期待される。		58,709	58,706	58,339	57,791	▲ 548	▲ 0.9
(4) 自転車事故防止のための交通安全教育支援【(一財)全日本交通安全協会】 ・警察統計によると、自転車事故の9割は対自動車・二輪車事故であり、自転車乗用中の事故による死傷者の6割以上がルール違反によるものである。 ・都道府県交通安全協会に自転車シミュレータ(10台)を寄贈し、交通安全教室等で活用することにより、自転車利用者に対して、自転車の安全な利用、ルール遵守等を徹底し、事故防止を図る。		12,020	12,020	12,020	12,020	0	0.0
(5) 地域住民との協働による高齢者交通事故防止のためのモデル事業支援 【(NPO)安全と安心心のまなびば】<3年計画の3年目> ・「高齢者安全・安心特区」を定め、同地区の教育委員会やPTA、連合町内会、シルバースクール、老人クラブ等の諸団体と連携し、高齢者交通事故を防止するためのモデル事業を実施する。具体的には、地域内でシルバーリーダーを養成して、高齢者に対する交通安全教育・指導等を行い、交通事故防止に寄与することを実証する。 ・地域一体で取り組むことが特徴であり、本事業の成果を学会等で発表することで、将来的な全国展開も期待される。		8,585	2,813	5,900	5,360	▲ 540	▲ 9.2

事業の内容(平成30年度)	【 】内は事業主体	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	平成29年度 予算額 (a)	平成30年度 予算額(案) (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(6) 高齢運転者の事故予防に向けた運転能力の適正評価と早期介入に関する研究 【(一社)日本交通科学学会】<3年計画の2年目>				6,000	6,000	0	0.0
・高齢運転者による事故の特徴を医学的・工学的に解析し、事故と心身機能の関係を調査する。 ・それを踏まえ、早期介入の重要性を啓発するとともに、医療現場で簡便に運転能力を見極める手法を考案することで、運転者への適切な指導を行えるようにし、高齢運転者の事故防止に寄与する。							
(7) 高齢歩行者の視力と交通事故に関する研究【実践女子大学】<2年計画の2年目>				3,500	3,500	0	0.0
・運転免許を保有しない高齢歩行者は、運転免許更新時に視力検査のある免許保有者と比べて視力低下を認識しづらく、歩行中事故の危険性が高い可能性がある。 ・本研究では、免許保有高齢者と非保有高齢者の双方の視力に関する調査を行うとともに、高齢歩行者事故の事例調査を行い、視力低下・視覚障害と事故の関係を明らかにし、高齢歩行者事故の防止に寄与する。							
(8) 高齢者事故の抜本解決に向けた自動運転コミュニティバスを活用した健康で安全な健康長寿社会システムの提案【山梨大学】<3年計画の1年目>					10,000	10,000	-
・高齢者事故の抜本的解決に向けた自動運転コミュニティバスシステムの検討・導入を実現する。 ・自治体、自動車メーカー、医療・健康・社会システム等各分野の研究者が参画し、愛知県の自動運転特区の取り組みと連携した実車による実証実験や、高齢者の健康・QOLへの影響等に関する調査を実施し、高齢者の脳機能・身体機能を維持しながら生活の質を高められる自動運転コミュニティバスシステムの実現を追究する。							
(9) 歩行者・自転車事故の個別的事故分析に基づく自動運転の事故軽減効果計測手法等の研究開発【埼玉大学】<3年計画の1年目>					18,144	18,144	-
・将来的な自動運転の開発・普及により交通事故防止効果が期待される中で、歩行者事故や自転車事故については、その軽減効果が明確でない。 ・自動運転による歩行者事故・自転車事故防止効果の計測手法を開発するとともに、回避が難しい事故の防止・軽減に向けた道路協調型の対策手法を検討する。また、自動運転への社会的受容性に関する現状を把握し、円滑な導入に向けた課題・対策を立案する。							
(10) 高齢者の脳を含む老化情報と交通事故との関係性に関する研究【高知工科大学】<3年計画の1年目>					10,000	10,000	-
・高知県の特定地域内における高齢者を対象に、脳MRIデータを含めた老化に関する生体情報と交通事故情報を収集してデータベースを作成し、脳を含む老化情報と交通事故の関係性に関するコーホート研究を実施する。 ・被験者からは、老化に関する生体情報(脳MRI検査・認知機能検査・身体能力検査情報等を含む)、運動・食事・睡眠等の生活習慣情報、ドライブレコーダによる運転情報情報、交通違反・交通事故・運転免許情報等様々なデータを収集し、老化現象と交通事故との関係性を解明して効果的な事故防止対策手法の提言に繋げる。							

事業の内容(平成30年度)	【 】内は事業主体	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	平成29年度 予算額 (a)	平成30年度 予算額(案) (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
<p>● 高齢者交通事故の原因とその施策に係る研究【(一社)交通工学研究会】<平成29年度終了事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日的観点から高齢者事故(加害・被害事故の両面)に関する既存知見の整理および事故原因の分析を行い、関係機関等で活用可能な具体的施策を研究する。 ・高齢者の運転特性・事故特性を一層正確に把握するために以下の実態調査・実証実験・分析を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢運転者事故の発生状況に関する世代別・地域別データの詳細分析 2. フィールド調査による高齢運転者の交通行動特性(身体特性・認知特性・心理特性)分析 3. 道路状況と高齢運転者・高齢歩行者心理の関連性分析(道路の形成経緯調査や高齢運転者の表情分析含む) 4. 高齢横断歩行者用の中央島・安全島の設置による効果・運用手法の分析 ・3年目は、ドライブレコーダーを収集し、過年度データとあわせて解析し、交通安全施策に資する検討および試行した安全施策の評価を行う。また、3か年の研究を取りまとめ、広い視点から高齢者交通安全施策の提言を行う。 		12,000	12,000	18,000		▲ 18,000	▲ 100.0
<p>● 運転可否判断支援尺度日本版による運転能力評価【佐賀大学】<平成29年度終了事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国で開発された運転可否判断尺度(FTDS)の日本語版を作成し、英語への逆翻訳と開発者との検討の後、質問紙版を作成し試用開始する。質問紙データと走行データによる妥当性、信頼性の検証と、高齢者対応など日本の実状に合わせ改良を行う。 ・高齢者等が、自己の運転能力評価を行うことで、運転行動の修正機会が得られ交通安全に寄与できる。 		5,000	5,000	5,000		▲ 5,000	▲ 100.0
<p>● 優先配慮行動を促す道路上のコミュニケーションと交通安全に関する研究【筑波大学】<平成28年度終了事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路上の自動車、自転車、歩行者間のコミュニケーション(アイコンタクト、会釈、挙手等)に着目し、その生起メカニズム、それを支援する街路デザイン、優先配慮行動のためのコミュニケーションを誘発、活性化する教材を開発する。 ・上記の教材を開発し、効果を実証することで、交通事故防止・低減を図る。 		5,000	5,000				
<p>● 体調変化に起因する事故を予防するためのモデル事業支援【(一社)日本交通科学学会】<平成28年度終了事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23～25年度事業として実施した「疾病等起因事故の調査研究」により、交通事故の5～10%が運転者の体調変化に起因することを明らかにしている。 ・本モデル事業では、運転中の体調変化に起因した事故を予防する具体的方法について、様々な観点からの実態調査も踏まえて立案、実践し、啓発していく。 		7,000	7,000				
小 計		113,314	107,539	113,959	137,915	23,956	21.0

2. 救急医療体制の整備

(単位：千円)

事業の内容(平成30年度)	【 】内は事業主体	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	平成29年度 予算額 (a)	平成30年度 予算額(案) (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
<p>(1) 救急医療機器購入費補助【日本赤十字社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療収入以外の収入を主に寄付に依存する公的病院に対して交通外傷に有効な医療機器の購入費を補助することにより救急医療体制を整備し、救命率の向上、医師・患者の負担軽減を図る。 		201,100	201,100	195,067	189,215	▲ 5,852	▲ 3.0

事業の内容(平成30年度)	【 】内は事業主体	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	平成29年度 予算額 (a)	平成30年度 予算額(案) (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(2) 救急医療機器購入費補助【(社福)済生会】		160,800	143,178	155,976	151,297	▲ 4,679	▲ 3.0
・医療収入以外の収入を主に寄付に依存する公的病院に対して交通外傷に有効な医療機器の購入費を補助することにより救急医療体制を整備し、救命率の向上、医師・患者の負担軽減を図る。							
(3) 救急医療機器購入費補助【(社福)北海道社会事業協会】		17,800	17,800	17,266	16,632	▲ 634	▲ 3.7
・医療収入以外の収入を主に寄付に依存する公的病院に対して交通外傷に有効な医療機器の購入費を補助することにより救急医療体制を整備し、救命率の向上、医師・患者の負担軽減を図る。							
(4) 救命救急センターへの救急医療機器購入費補助【(一社)日本外傷学会】		120,000	114,001	120,000	120,000	0	0.0
・交通事故による重症患者が搬送される救急救命センターにおける救急医療機器の導入を支援し、救急医師の負担軽減、患者の病態改善に迅速に対応し、防ぎえた死亡の減少を図る。 ・日本外傷学会内に支援病院の選定委員会を組織し選定を行う。選定機器は救命率向上に有効な機器とする。							
(5) 高規格救急自動車の寄贈【消防庁】		50,000	46,694	50,000	50,000	0	0.0
・被害者救済に直結する高規格救急自動車の寄贈を通じ、救急医療体制の整備に資する。救急救命士による応急措置の高度化、救命率の向上が期待される。 ・普及率は一定の水準に達したが、耐用期間満了による更新ニーズを勘案し、寄贈台数を5台とする。							
(6) 救急外傷診療の研修会費用補助【(NPO)日本外傷診療研究機構】		10,000	10,000	10,000	10,000	0	0.0
・外傷診療を行う医療従事者を対象とする「救急外傷における適切な標準治療に関する研修会」開催費用を補助し、救急医療体制の整備を図る。防ぎえた死亡を減少させることが期待される。							
(7) 救急外傷看護の研修会費用補助【(一社)日本救急看護学会】		8,500	8,500	8,500	8,500	0	0.0
・外傷看護を行う看護師を対象とした「救急外傷患者看護に関する研修会」開催費用を補助し、救急医療体制の整備を図ることで、防ぎえた死亡を減少させることが期待される。							
(8) ドクターヘリ講習会費用補助【日本航空医療学会】		3,500	3,500	3,500	3,500	0	0.0
・ドクターヘリ関係者(医師・看護師・運行者等)を対象とした「ドクターヘリ講習会」開催費用を補助し、救急医療体制の整備と被害者救済を図る。救命率の向上、医療費の削減等が期待される。							
(9) ヘリコプターを活用した救急医療システム構築のための事業補助 【(NPO)救急ヘリ病院ネットワーク】		7,000	7,000	7,000	7,000	0	0.0
・救急ヘリコプターに関する広報誌「HEM-Netグラフ」の発刊・配布、ホームページを通じた広報・啓発活動を支援する。 ・救急ヘリコプターによる医療効果は高いとされており、その重要性と必要性について、社会一般の認識・理解を一層高め、ドクターヘリの普及・円滑な運行に寄与する。							
● 献体による外傷手術臨床解剖学的研究会費用補助【東京医科大学】<平成29年度終了事業>		6,000	2,500	6,000		▲ 6,000	▲ 100.0
・交通事故被害者の救命、重症化を防ぐためには、外科医・救命医による外傷手術の技術向上は欠かせない。 ・献体による外傷手術研修は、解剖学的基礎に基づいたアプローチ法と術野の理解を指導することにより、受講後すぐに実臨床での応用が可能となる。 ・本研修をより多くの外科医・救急医が受講することで、外傷治療水準・教育の向上、ひいては交通事故被害者の被害軽減に寄与する。							

事業の内容(平成30年度)	【 】内は事業主体	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	平成29年度 予算額 (a)	平成30年度 予算額(案) (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
小	計	584,700	554,273	573,309	556,144	▲ 17,165	▲ 3.0

3. 自動車事故被害者対策

(単位：千円)

事業の内容(平成30年度)	【 】内は事業主体	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	平成29年度 予算額 (a)	平成30年度 予算額(案) (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 交通事故無料相談事業支援【(公財)交通事故紛争処理センター】 ・交通事故による当事者間の紛争の適切な処理に資するため、同センター嘱託弁護士による無料の法律相談、和解あっ旋等の事業を支援する。 ・保険会社の利益に属さない自賠責運用益を活用することで、中立的な立場から事業を行い、迅速な紛争解決を図ることが期待される。		865,683	865,683	837,421	820,979	▲ 16,442	▲ 2.0
(2) 損害賠償金による交通遺児育成基金事業支援【(公財)交通遺児等育成基金】 ・交通遺児の賠償金を効率的・安定的に運用して、遺児育成のための資金を長期にわたり定期的に給付する制度を支援し、交通遺児の保護・救済に資する。		13,456	11,326	13,446	14,489	1,043	7.8
(3) 交通遺児への奨学金支給補助【(公財)交通遺児育英会】 ・交通遺児家庭、特に母子家庭の生活を支えるために、高校や大学等への進学のための奨学金貸与の要請は高まっている。一方、金融環境の悪化等により本育英会の運営は不安定な状況にある。 ・本育成会の交通遺児就学支援事業(奨学金貸与等)を支援することにより、交通遺児の教育の機会均等を図る。		30,000	30,000	30,000	30,000	0	0.0
(4) 遷延性意識障害者の家族の介護に関する講演会および勉強会開催費用補助【日本意識障害学会】 ・遷延性意識障害(植物症)の患者を介護する家族への情報提供の場として、講演会・勉強会を開催し、全国における事例を紹介して、介護に関する種々の情報を提供する。遷延性意識障害者とその家族が直面する課題等への支援が期待される。		1,500	1,500	2,000	2,000	0	0.0
(5) リハビリテーション講習会開催費用補助【リハビリテーション病院等】 ・交通事故による脳外傷や脊椎損傷などで重度後遺障害を被った被害者やその家族に対する講習会費用を補助する。講習会(注)を通じて、適切な情報提供、意見交換、交流が期待される。 (注)各都道府県のリハビリテーション病院を中心に、医師、医療・福祉関係者、家族、行政機関等で構成する講習会実行委員会を立ち上げ、企画・運営する。		41,000	34,672	41,000	41,000	0	0.0
(6) 脊髄損傷当事者によるピアサポート事業支援【(公社)全国脊髄損傷者連合会】 ・脊髄損傷者(ピアマネージャー)による脊髄損傷者のためのピアサポート活動(注)を支援する。脊髄損傷者への情報提供、早期社会復帰が期待される。 (注)リハビリセンター・医療機関等に入院中の脊髄損傷者およびその家族を対象としたグループ相談会開催、ピアマネージャーの派遣、病院・自宅等個別訪問、ロールモデル(社会復帰をとげた脊髄損傷者)の派遣及び講演会の実施、ピアマネージャーの現任研修会の実施等。		5,500	5,500	10,420	10,066	▲ 354	▲ 3.4

事業の内容(平成30年度)	【 】内は事業主体	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	平成29年度 予算額 (a)	平成30年度 予算額(案) (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(7) 被害者・その家族等の心のケア推進事業支援【(NPO)全国被害者支援ネットワーク】		2,100	2,100	2,100	2,100	0	0.0
・交通事故等の被害者支援活動を推進するための広報活動(「被害者支援ニュース」および「被害者の声」の発行)を支援する。 ・広報活動を通じて被害者支援の理解を深めることで、交通事故被害者の支援活動の充実が期待される。							
(8) 交通事故被害者への情報提供・研修会開催費用補助【自動車事故被害者団体等】		8,500	6,300	8,500	8,500	0	0.0
・交通事故による被害者やその家族に対する情報提供を目的とした研修会・勉強会の開催費用を補助する。研修会・勉強会を通じて、交通事故被害者やその家族に対する適切な情報提供、意見交換、交流が期待される。							
(9) グリーフケア人材養成講座の運営支援・受講料補助【(学)上智学院】		12,000	12,000	12,000	12,000	0	0.0
・交通事故等により家族を失った遺族等の悲嘆に寄り添う人材を育成するため、上智大学グリーフケア人材養成講座の運営を支援する。 ・また、交通事故遺族関係者が本講座を受講する場合、受講料の一定額を補助する。 ・グリーフケア人材を養成することによって、交通事故被害者遺族等の「心のケア」の推進に資することが期待される。							
(10) 脊髄損傷の再生医療に関する勉強会開催費用補助【(NPO)日本せきずい基金】<3年計画の1年目>					3,000	3,000	-
・脊髄損傷治療における再生医療に関する勉強会の開催費用を補助する。 ・従来、脊髄損傷の治療は不可能とされてきたが、ES細胞・iPS細胞の技術開発により、平成30年度春に臨床試験が実施される見込みである。同勉強会を通じ、脊髄損傷治癒の展望や、早期リハビリテーションによる傷害重度化の予防などシステムティックなケア・システムを確立するための当事者・家族の理解を深める情報提供の場とする。 ・将来的に急性期から慢性期まで一貫した医療とリハビリを提供する脊髄損傷センターの整備を目指す。							
(11) 高次脳機能障害者支援における多職種連携に関する研究 【(学)神奈川工科大学】<3年計画の3年目>		3,000	3,000	3,000	3,000	0	0.0
・高次脳機能障害者支援には各都道府県ごとに配置された支援コーディネーターを中心とする多職種の支援者間の連携が不可欠である。 ・高次脳機能障害者支援に携わる多職種連携について、医療・障害福祉・介護保険・就労支援等の様々な支援制度に関する情報共有およびコンサルテーション・事例検討会を実施する手法を確立することで、支援に有用な知識・ネットワークの構築に寄与できる。							
(12) 脳外傷・脊髄損傷患者に対する経頭蓋磁気刺激を併用したリハビリテーションによる運動機能改善効果の検証に関する研究【千葉県身体障害者福祉事業団】<3年計画の3年目>		9,251	9,251	372	367	▲ 5	▲ 1.3
・脳外傷および脊髄損傷患者は重篤な運動障害を生じる。近年、従来型の治療法に加え、ニューロリハビリテーションやロボット機器を使用したリハビリテーションが展開されている。 ・本研究は、これらに加え、エビデンスの確立した運動障害に対する治療法に経頭蓋磁気刺激を併用することで治療効果の増強につながる可能性があるとともに、臨床に還元しやすいことが利点である。							

事業の内容(平成30年度)	【 】内は事業主体	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	平成29年度 予算額 (a)	平成30年度 予算額(案) (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(13) 高次脳機能障害者家族による家族支援サポートシステム構築に向けたプログラム作りへの支援 【聖隷三方原病院】<3年計画の2年目>				10,000	12,000	2,000	20.0
<ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障害者の家族が、支援者として当事者や他の家族支援が可能となるような研究・教育プログラムを構築する。 本プログラムの作成、全国展開により、当事者や家族自身の支援のみならず、他の家族支援に発展させ、現場での支援者としての役割を果たすことで高次脳機能障害者支援に関わる全ての職種の負担軽減につながり、結果として、高次脳機能障害者・家族への支援拡大が期待できる。 							
(14) 高次脳機能障害者の社会復帰支援に関する研究事業 【(一社)日本脳損傷者ケアリング・コミュニティ学会】<3年計画の1年目>					1,500	1,500	-
<ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障害を含む脳損傷の当事者は症状が複雑で心理的な落ち込みも深く、立ち直って社会参加するための支援体制が必要である。 高次脳機能障害の当事者、医療福祉職、学者等の協同により、地域社会への参画を通じた社会復帰支援モデルを構築する。 							
● eラーニングを活用した交通事故被害者生活支援教育と中核的人材の育成 【(公社)日本医療社会福祉協会】<平成29年度終了事業>		12,000	12,000	15,000		▲ 15,000	▲ 100.0
<ul style="list-style-type: none"> 平成21～23年度に医療ソーシャルワーカーを対象とした「交通事故被害者生活支援教育研修事業」を実施した。その後も同研修を継続しているが、対象を他の専門職(社会福祉士・介護福祉士・ケアマネージャー等)にも広げて、eラーニングによる交通事故被害者支援に関する基礎研修を実施する。 また、基礎研修修了者を対象に実践的な上級レベルの研修を実施し、地域における交通事故被害者支援の中核的人物を育成する。 専門職の交通事故被害者支援に関する知識の向上を図ることで、地域における充実した被害者支援が期待される。 							
● MRIにおける頸椎加齢変化の縦断的研究【(学)慶應義塾大学】<平成29年度終了事業>		20,000	20,000	10,000		▲ 10,000	▲ 100.0
<ul style="list-style-type: none"> 平成17～19年度事業において、健常者とむち打ち損傷患者を10年間追跡調査を行い、MRI上の加齢変化の進行について両群に差がなく、むち打ち損傷の長期予後が良好であることが見出された。 今回、20年間追跡調査を行い、さらに長期の加齢変化の進行を明らかにすることは、公衆衛生学的、交通医学的に極めて重要な研究であるとともに、交通事故によるむち打ち損傷患者に対して、明確な説明と円滑な治療を行うことが期待される。 							
● 学童期・青年期にある高次脳機能障害者に対する総合的な支援に関する研究 【(社福)富山県社会福祉総合センター】<平成28年度終了事業>		12,000	12,000				
<ul style="list-style-type: none"> 交通事故等により小児期に発症した高次脳機能障害児・者に対する支援は未だ十分ではないことから、学童期の集団活動に必要なプログラム、医療機関と教育機関の支援の連携、家族支援プログラムの検討を行う。 本研究により支援モデルを作成し全国に普及することで、高次脳機能障害児・者の支援の質の向上が期待できる。 							

事業の内容(平成30年度)	【 】内は事業主体	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	平成29年度 予算額 (a)	平成30年度 予算額(案) (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
<p>● 高次脳機能障害地域生活援助者(生活版ジョブコーチ)養成研究事業 【(社福)名古屋市総合リハビリテーション事業団】<平成28年度終了事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事故による高次脳機能障害者の在宅生活を支援する生活版ジョブコーチについて、平成21～23年度の研究事業でその有効性を実証した。 本事業は、生活版ジョブコーチを普及させるため、高次脳機能障害の支援拠点機関において、生活版ジョブコーチ支援を行える人材を養成し、地域の相談支援事業所が生活のマネジメントや問題解決を支援する地域拠点機関として機能するためのモデルを確立する。 地域モデルを確立し、ノウハウを明らかにすることで、全国的普及が期待される。 		4,793	4,793				
小	計	1,040,783	1,030,125	995,259	961,001	▲ 34,258	▲ 3.4

4. 後遺障害認定対策

(単位：千円)

事業の内容(平成30年度)	【 】内は事業主体	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	平成29年度 予算額 (a)	平成30年度 予算額(案) (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
<p>(1) 自動車事故医療研究助成【公募】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通外傷に関する有益で有効な研究を支援することで、医療の進歩に資することが期待される。 助成は、課題を定めずに募集する「一般」と時宜に適った課題を複数特定して募集する「特定課題」の2種類とする。 助成テーマは、学識経験者で構成する選定委員会において決定する。 		70,000	69,843	70,000	70,000	0	0.0
小	計	70,000	69,843	70,000	70,000	0	0.0

5. 医療費支払適正化対策

(単位：千円)

事業の内容(平成30年度)	【 】内は事業主体	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	平成29年度 予算額 (a)	平成30年度 予算額(案) (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
<p>(1) 医療費支払適正化のための医療研修【(一社)日本損害保険協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 損保会社等の自動車損害調査担当者向けに交通事故医療に関する研修を行い、医療費支払いの適正化を図る。 研修は、応用、研究、上級、専門の4つのコースを設けて実施する。 		105,289	103,890	105,284	105,225	▲ 59	▲ 0.1
<p>(2) 自賠責保険診療報酬基準案普及促進費【(一社)日本損害保険協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和59年12月の自賠責保険審議会答申の指摘に基づき、自賠責保険の支払保険金の適正化のため、「自賠責保険診療報酬基準案」を全国で普及させ、医療費支払いの適正化を図る。 各地区において普及率向上に向けた活動等を行う。 		44,400	44,118	44,350	44,300	▲ 50	▲ 0.1

事業の内容(平成30年度) 【 】内は事業主体	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	平成29年度 予算額 (a)	平成30年度 予算額(案) (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(3) 民間医療機関の医師等への自賠責保険制度・運用等に関する研修【(公社)日本医師会】 ・医師等に対し自賠責保険制度・運用等に関する研修を全国各地で実施し、医療費支払いの適正化を図る。 ・平成12年6月の自賠責保険審議会答申の指摘に基づき実施している。	9,000	8,891	9,000	9,000	0	0.0
小 計	158,689	156,899	158,634	158,525	▲ 109	▲ 0.1

※ 1. 自動車事故防止対策、2. 救急医療体制の整備、3. 自動車事故被害者対策、4. 後遺障害認定対策および5. 医療費支払適正化対策の合計金額
(単位：千円)

	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	平成29年度 予算額 (a)	平成30年度 予算額(案) (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
合 計	1,967,486	1,918,679	1,911,161	1,883,585	▲ 27,576	▲ 1.4

平成30年度 J A 共済の運用益の使途について

平成30年6月

自賠責共済運用益拠出事業（詳細）

1. 自動車事故防止対策

（単位：千円）

事業の内容(平成30年度)	【 】内は事業主体	平成28年度 計画額	平成28年度 実績額	平成29年度 計画額 (a)	平成30年度 計画額 (b)	計画額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 全国一斉交通安全運動の協賛 全国のJA等で交通安全運動期間中に同運動ポスターを掲示し、交通事故防止を図る。【内閣府他】		1,000	963	1,000	1,000	—	—
(2) シートベルト・チャイルドシート着用推進運動の協賛 シートベルト・チャイルドシート着用促進の広報活動等により交通事故防止を図る。 【シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会】		1,000	1,000	1,000	1,000	—	—
(3) 自動車点検整備推進運動の協賛 自動車点検整備推進運動に協賛し、交通事故の防止を図る。【自動車点検整備推進協議会】		500	500	500	500	—	—
(4) 交通安全スローガン・ポスター募集事業への協賛 一般を対象に交通安全スローガンおよび当該スローガンを使用したポスターの募集を行い、優秀作品を活用した啓発活動を実施し交通事故の防止を図る。【毎日新聞社・(一財)全日本交通安全協会】		2,700	2,700	2,700	2,700	—	—
(5) 全日本交通安全協会の支援 交通安全に関する広報活動、交通安全表彰、交通安全教育の推進等を実施する(一財)全日本交通安全協会を支援し、交通事故の防止を図る。【(一財)全日本交通安全協会】		2,000	2,000	2,000	2,000	—	—
(6) 反射材を活用した交通安全啓発活動の実施 夜間の交通事故防止に効果的な反射材の普及促進を図るため、反射材フェアに協賛する。【(一財)全日本交通安全協会(後援予定：警察庁)】		6,500	6,500	6,500	6,500	—	—
(7) 幼児向け交通安全教室の実施 全国各地で、幼稚園・保育園児とその保護者を対象とした交通安全教室を通じて、交通事故の未然防止を図る。【JA・JA共済連(後援予定：内閣府、警察庁、国土交通省他)】		160,000	160,000	160,000	160,000	—	—
(8) 生徒向け自転車交通安全教室の実施 全国各地で、生徒が交通事故の実演(スタントマン)により自転車事故の危険性を学ぶ交通安全教室を開催し、交通事故の未然防止を図る。【JA共済連・各都道府県警察本部】		212,000	211,883	212,000	212,000	—	—
(9) シルバー世代向け交通安全教室の実施 運転シミュレーション機器搭載車両(平成29年度にて終了)、敏捷性測定等の高齢者向け交通安全教室を通じ、交通事故の未然防止を図る。【JA・JA共済連】		290,000	289,956	290,000	140,000	▲150,000	▲51.7
(10) シルバー世代向け自動車安全運転診断の実施 <新規事業> 交通事故未然防止に向けた自動車安全運転診断等による交通安全意識の向上促進を図る。【JA・JA共済連】		/	/	/	104,000	104,000	0.0
小 計		675,700	675,502	675,700	629,700	▲46,000	▲6.8

2. 救急医療体制の整備

(単位：千円)

事業の内容(平成30年度)	【 】内は事業主体	平成28年度 計画額	平成28年度 実績額	平成29年度 計画額 (a)	平成30年度 計画額 (b)	計画額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 救急医療機器等購入費補助							
地域の救急医療を担う厚生連病院等に対して救急医療機器等の購入費を補助し、救急医療体制の整備と被害者救済を図る。全国の厚生連病院108病院のうち、99病院が救急告示を、24病院がへき地中核・医療拠点病院指定を受けている。(平成29年3月31日現在) 【厚生連病院他】		450,000	448,125	440,000	430,000	▲ 10,000	▲ 2.2
(2) 救急ヘリ普及推進活動の支援							
救急医療用ヘリに関する啓発・広報活動を支援し、救急医療体制の整備と被害者救済を図る。 【認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク】		5,500	5,500	5,500	5,500	—	—
小 計		455,500	453,625	445,500	435,500	▲ 10,000	▲ 2.2

3. 自動車事故被害者対策

(単位：千円)

事業の内容(平成30年度) 【 】内は事業主体	平成28年度 計画額	平成28年度 実績額	平成29年度 計画額 (a)	平成30年度 計画額 (b)	計画額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 自賠償制度周知活動の実施 自賠償共済・保険の未加入車両の解消を図る自賠償制度周知活動を通じて、被害者救済を図る。 【国土交通省他】	4,000	3,375	4,000	3,000	▲ 1,000	▲ 25.0
(2) 交通事故無料法律相談事業の支援 自動車事故損害賠償に関する無料法律相談事業を支援し、被害者救済を図る。 【(公財)交通事故紛争処理センター】	70,281	70,281	63,114	71,072	7,958	12.6
(3) 交通事故無料法律相談機関の支援 交通事故法律相談を支援し、被害者救済を図る。 【(公財)日弁連交通事故相談センター】	20,000	20,000	20,000	20,000	—	—
(4) 介助犬の普及支援 身体障害者の日常生活を補助する介助犬の普及活動を支援し、被害者救済を図る。 【(社福)日本介助犬協会・NPO法人日本補助犬情報センター・JA・JA共済連】	70,800	63,100	70,800	67,800	▲ 3,000	▲ 4.2
(5) 交通事故医療研究の支援 交通事故医療に関する研究を公募のうえ選定した医療研究25件に助成し、医療の進歩に寄与することを通じて被害者救済を図る。【公募】	25,000	24,500	25,000	25,000	—	—
(6) (公財)交通遺児等育成基金の支援 交通遺児の生活基盤安定を目的とする(公財)交通遺児等育成基金を支援し、被害者救済を図る。 【(公財)交通遺児等育成基金】	2,018	1,445	2,017	2,173	156	7.7
(7) (公財)交通遺児育英会の支援 交通遺児の修学を援助する(公財)交通遺児育英会を支援し、被害者救済を図る。 【(公財)交通遺児育英会】	10,000	10,000	10,000	10,000	—	—
小 計	202,099	192,701	194,931	199,045	4,114	2.1

4. 後遺障害認定対策

(単位：千円)

事業の内容(平成30年度)	【 】内は事業主体	平成28年度 計画額	平成28年度 実績額	平成29年度 計画額 (a)	平成30年度 計画額 (b)	計画額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 適性な後遺障害認定に資する医療研究に対する支援の実施 交通事故医療に関する臨床的研究を対象に、研究課題を特定して公募のうえ選定した医療研究3件に助成し、交通事故被害者に対する適正な後遺障害認定に資する。【公募】				6,000	9,000	3,000	50.0
小 計				6,000	9,000	3,000	50.0

5. 医療費支払適正化対策

(単位：千円)

事業の内容(平成30年度)	【 】内は事業主体	平成28年度 計画額	平成28年度 実績額	平成29年度 計画額 (a)	平成30年度 計画額 (b)	計画額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 医療分野研修等の実施 医療分野研修を実施し、医療費支払の適正化を図る。 【(一社)JA共済総合研究所医療研究研修部】		54,200	54,173	54,200	54,200	—	—
小	計	54,200	54,173	54,200	54,200	—	—

※ 1. 自動車事故防止対策、2. 救急医療体制の整備、3. 自動車事故被害者対策、4. 後遺障害認定対策 および 5. 医療費支払適正化対策の合計金額

(単位：千円)

	平成28年度 計画額	平成28年度 実績額	平成29年度 計画額 (a)	平成30年度 計画額 (b)	計画額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)	
合	計	1,387,499	1,376,003	1,376,331	1,327,445	▲ 48,886	▲ 3.5